

○富山市総合計画策定会議設置運営規程

平成17年7月1日

富山市訓令第29号

(設置)

第1条 本市の総合計画の原案の作成等を行うため、富山市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の原案の作成
- (2) 総合計画（実施計画を除く。）の変更案の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

(幹事)

第5条 策定会議に、その所掌事務について委員を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(ワーキンググループ)

第6条 策定会議に、特に重要な課題について調査研究するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの委員は、市職員のうちから、会長が指名する。

3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、リーダー

はワーキンググループの会議を主宰し、サブリーダーはリーダーを補佐する。

4 ワーキンググループは、策定会議から与えられた課題について調査研究し、会長が指定する日までに策定会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、企画管理部企画調整課において処理する。

(細則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日富山市訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日富山市訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月27日富山市訓令第4号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日富山市訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日富山市訓令第7号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日富山市訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日富山市訓令第2号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

会長	富山市副市長の事務分担等に関する規則（平成 19 年富山市規則第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する副市長
副会長	富山市副市長の事務分担等に関する規則第 2 条第 2 号に規定する副市長、政策監及び上下水道事業管理者
委員	富山市行政組織規則（平成 17 年富山市規則第 3 号）第 69 条第 1 項に規定する部長、会計管理者、上下水道局長、病院事業局管理部長、議会事務局長、教育委員会事務局長及び消防局長

別表第 2（第 5 条関係）

幹事	富山市行政組織規則第 69 条第 2 項に規定する部次長、上下水道局次長、病院事業局管理部次長、議会事務局次長、教育委員会事務局次長及び消防局次長
----	---